

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 3 )

府省名	国土交通省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	不動産・建設経済局建設業課	FAX	[REDACTED]
担当者名	高橋	e-mail	[REDACTED]

**質問及びその理由**

※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。

※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

**【質問内容】**

第3条第1項において、業務委託事業者がフリーランスに対し明示しなければならない事項については公正取引委員会規則に委任されているが、公正取引委員会規則で定める見込みの事項を具体的に示されたい。

**【質問の理由】**

建設業法（昭和24年法律第100号）第19条第1項において、建設工事の請負契約に当たり書面に記載しなければならない事項が規定されており、同項の規定は建設業におけるフリーランス（一人親方）との契約にも適用されるところ、新法第3条第1項の規定により明示しなければならない事項との関係を確認するため。

**【回答】**

御指摘のとおり、明示しなければならない事項の詳細は公正取引委員会規則において定めることを予定しております。具体的には、フリーランスの給付の内容、報酬の額（報酬の算定基準でも足りる）、支払期日のほか、フリーランスの給付の期限を定める見込みです。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 4 )

府省名	国土交通省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	不動産・建設経済局建設業課	FAX	[REDACTED]
担当者名	高橋	e-mail	[REDACTED]

<b>質問及びその理由</b>  ※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。 ※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。
<b>【質問内容】</b> 第3条第2項ただし書の規定により、フリーランスが書面の交付を求めた場合に業務委託事業者が応じる必要のない「フリーランスの保護に支障を生ずることがない場合」について、公正取引委員会規則で定める見込みの事項を具体的に示されたい。
<b>【質問の理由】</b> 建設業の一人親方にはインターネット環境を有していない者も多く存在するところ、一人親方が書面の交付を求めた場合に書面の交付を受けることのできない場合を確認するため。
<b>【回答】</b> フリーランスの中には、御指摘の一人親方のように、電子メールやインターネットを使えない又は使い慣れていないなど、電磁的方法によっては契約内容を確認するのに支障がある者も存在するところ、第3条第2項は、そのような者の保護のため、電磁的方法で明示された場合に書面の交付を求めることができるよう定めたものです。 一方で、フリーランスの保護に支障がないにもかかわらず、書面での交付請求に応じなければならぬとすると業務委託事業者にとって負担が大きいことから、「フリーランスの保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合」には、例外的にこれに応じなくて良いこととしております。具体的には、フリーランスが自らの意思で電磁的方法での提供を希望してそれに業務委託事業者が対応したにもかかわらず、提供後に書面の交付も請求するような場合等を定めることを想定しております。